

31 監 査 第 138 号
令 和 元 年 10 月 25 日

請 求 人 (略)

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 森 下 利 久

同 坂 田 憲 治

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和元年10月15日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

請求人から提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

平成30年度のあいちトリエンナーレ事業計画（事業別行政活動計画書）にある負担金、補助及び交付金（以下「本県の負担金」という。）126,756千円について、特に、平成30年10月から平成31年3月までの間に執行されたもののうち、キュレーターへの謝礼に関わるものが不当に高額である可能性があり、金額の設定及びキュレーターの選定に不備なく、職位の政治的偏りによる選定なく執行されたか監査をし、未使用金があれば返還することを知事に対して求める。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の行政活動一般を監査対象とする制度ではなく、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるときに、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。

住民監査請求において、請求人は、違法又は不当と主張する財務会計行為について、単なる個人的な憶測や見解を述べるのでは足りず、その理由や事実を具体的に示さなければ、財務会計行為を違法又は不当とする理由にならない。

請求人は、本県の負担金について、キュレーターの謝礼に関わるものが不当に高額である可能性があるとして主張してキュレーターの謝礼の金額の設定やキュレーターの選定について監査することを求めているが、不当に高額であるとする理由については何ら主張しておらず、当該謝礼が不当に高額である可能性があるという個人的な憶測や見解を述べているにすぎないことから、本県の負担金の支出が違法又は不当である理由あるいは事実を具体的に示しているとは認められない。

第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法である。